

知っておきましょう！税金の種類と内容

●町民税

毎年一月一日現在の住所地の市町村で、家族構成などを加味して前年の所得に応じて課税されます。

この税の納付方法は六月より翌年の五月まで、毎月の給与から差し引かれる特別徴収と、納税通知書により、年四回に分けて納めてもらう普通徴収に分かれています。

●固定資産税

毎年一月一日現在で町内の土地・家屋・償却資産を所有しているかたに課税されます。

税額は、課税標準額に一・四％の税率をかけて計算しますが、課税標準額が免税点（土地Ⅱ三十万円、家屋Ⅱ二十万円、償却資産Ⅱ百五十万円）未満の場合は、固定資産税は課税されません。

住宅用の土地や新築家屋については、一定要件を満たせば税が軽減されるなどの特例措置があります。

●軽自動車税

毎年四月一日現在で軽四輪自動車・二輪の小型車・原動付自転車・小型特殊車などの所有者に課税されます。

古くなって使用しなかったり、他人に譲ったりした場合や、廃車や名義変更の手続きを怠るといつまでも課税されます。手続きは忘れずに行いましょう。

●国民健康保険税

町内に住んでいて国保に加入しているかたは、保険税を納める義務があります。納めた保険税は、国保のたいせつな財源としてそのほとんどが医療費の支払いにあてられています。

保険税の算出は、次の四項目を合算したものが一年間の保険税となります。

- ①所得割Ⅱ世帯の収入に応じた計算します。
- ②資産割Ⅱ世帯の資産に応じた計算します。
- ③均等割Ⅱ加入者数に応じて計算します。
- ④平等割Ⅱ一世帯当たりで計算します。



税金電話相談（タックスアンサー） ～コンピューターがお答えします～

■タックスアンサーとは？

あなたの税の相談にコンピューターが音声またはファックスでお答えするシステムです。オフィスやご家庭の電話で簡単にご利用できます。気軽に電話してください。

■利用方法

①「タックスアンサーコード表」でお聞きになりたいコード番号を確認して、お近くのタックスアンサーへ電話してください。

※「タックスアンサーコード表」は、税務署や役場税務課に備えています。

②電話から「案内の声」が流れますので、それに従ってご利用ください。

■利用上の注意

- ①利用時間は毎日六時から二十四時までです。日曜・祝日などの休日にも利用できます。
- ②1回の電話で最高5つまでのコード番号の解説を聞くことができます。また、同じコード番号の解説を繰り返しお聞きになりたいときは、もう一度同じ番号を指定してください。
- ③法令の改正等があったときは、特定のコード番号のサー

高齢化社会とこれからの税

人生八十年という世界一の長寿を誇るわが国は、同時に、世界に前例のない超高齢社会を迎えつつあります。出生率の低下による少子化も加わって、社会を構成するバランスが大きく崩れようとしているのです。

働き手と高齢者の比率は、平成七年に六十五歳以上のお年寄り一人を約四人で支えていたものが、平成三十二年には約二人で支えることとなります。

このような高齢化社会の到来に伴って、高齢化社会を支える二本柱ともいえる年金と医療を中心とする社会保障の給付費は、今後さらに増加すると見込まれます。

この財政支出のほとんどを税金でまかなっており、税金のもつ役割はますます重要になっていきます。



町税は便利な口座振替をご利用ください！

口座振替による税納付は、うっかり納期限を忘れることや納付の手間を省きます。電気代やガス代などの公共料金の自動振替と同様に便利な納付方法です。

手続きは簡単です。町内の銀行・農協・漁協・郵便局・役場税務課または、両支所に申し込んでください。

なお、口座振替開始は原則として一カ月後となります。

税金のことに関するお問い合わせは長門税務署 ☎22・2441 または役場税務課 ☎32・1111 までご連絡ください。